

町田市工事成績評定結果の活用基準

(目的)

第1 この基準は、町田市工事成績評定事務取扱要領（2021年4月1日改正。以下「要領」という。）第16の規定により、工事成績評定の評定点の状況により一定の措置を定め、公共工事の品質の確保と向上を図ることを目的とする。

(成績評定評価基準)

第2 この基準において、工事成績評定に基づく評価は、以下の表のとおりとする。

評価区分	評 定 点	内 容
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上、80点未満	優良な工事
Cプラス	70点以上、75点未満	比較的良好な工事
C	65点以上、70点未満	標準的な工事
Cマイナス	60点以上、65点未満	改善すべき事項が多く、当該受注者に指導が必要な工事
D	50点以上、60点未満	町田市入札参加資格停止措置要綱に準じる
E	50点未満	町田市入札参加資格停止措置要綱に準じる

(改善指導)

第3 工事品質課長、契約課長及び工事主管課長は、次の場合、事業者の技術力の向上及び再発の防止を図るため、改善指導書を事業者宛に送付するか、改善計画書の提出を求めるものか協議する。

- (1) 工事成績評定点が60点以上65点未満の評価を受けた事業者に対して、改善を求める書面（様式1）を送付するものとする。
- (2) 工事成績評定点が60点未満の評価を受けた事業者に対して改善指導を行い、書面（様式2）により改善計画書の提出を求めるものとする。

(改善計画書)

第4 町田市から書面により改善計画書の提出を求められた場合、通知日から21日以内に事業者は改善を要すると指摘された事項について改善計画書を作成し、提出すること。

- (1) 工事品質課長、契約課長及び工事主管課長は、前項の規定により提出された計画書の内容が不相当と認める場合は、計画書の再提出を求めることができる。
- (2) 工事品質課長、契約課長及び工事主管課長は、提出された改善計画書に基づいて、当該事業者が新たに受注した工事において、先の改善計画書に基づいて内容を確認し、承諾した場合は書面(様式3)にて通知する。後日現場若しくは書類にて改善確認を行わなければならない。

(改善確認)

第5 第4による確認の結果、計画書に沿って改善されたことが確認できた場合には、書面(様式4)により事業者に報告する。

(改善が確認できない場合の措置)

第6 改善が認められない場合は、さらに指導期間の延長または入札参加の制限を検討する。

(改善計画書未提出等の場合)

第7 改善計画書が提出され市が承諾するまで、または改善計画書を提出しない場合は入札参加の制限を検討する。

(不服申し立て)

第8 要領第11により、行うことができる。

(委任)

第9 この基準に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、工事品質課長が別に定める。

附則

この基準は、2020年4月1日から施行する。

附則

この基準は、2021年4月1日から施行する。